

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 計量器の定期検査の実施(商工振興課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

都市計画事業の認可(二件)(都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公安規則 鳥取県警察教養規則の一部を改正する規則(警務課)

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(捜査第二課)

◇ 公安告示 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による

聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の揭示板の設置場所の一部改正(〃)

◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の実施(林務課)

告 示

鳥取県告示第六百三十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、鳥取市及び米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

平成五年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器(鳥取市に所在する計量器に限る。)

実 施 期 間	実 施 場 所
平成五年九月一日から 同年十月三十一日まで	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 区 域	実 施 場 所
平成五年九月一日	午前十一時から 午後三時まで	米子市	米子市勤労青少年ホーム
平成五年九月二日	午前十時から 午後三時まで	〃	米子市住吉公民館

平成五年九月三日	平成五年九月六日	平成五年九月七日	平成五年九月八日	平成五年九月十七日	平成五年十月四日	平成五年十月五日	〃	平成五年十月六日	平成五年十月七日	平成五年十月八日	平成五年十月十二日
〃	午前十一時から 午後三時まで	午前十時から 午後三時まで	〃	午前二時から 午後二時まで	午前十時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	〃	午後一時から 午後三時まで	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	鳥取市	〃	〃	〃	〃	〃	〃
米子市義方公民館	米子市就將公民館	米子市立図書館	米子市啓成公民館	米子市立図書館	中国電力株式会社鳥取支店	鳥取市賀露公民館	鳥取市湖山公民館	鳥取市民体育館	日本電信電話株式会社鳥取体育館	〃	〃

平成五年十月二十二日	〃	〃	〃
------------	---	---	---

鳥取県告示第六百三十二号

米子市宗像二六六番地三浦時義ほか十七人の者（宗像地区土地改良事業共同施行）が共同して行う土地改良事業に係る宗像地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成五年七月二十六日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市大原字保木一〇九一の一・一〇九一の三から一〇九一の五まで

（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇九一の一、一〇九一の一三、一〇九一の一五、一〇九一の一六

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 七・五・二号今町棒鼻線

三 事業施行期間

平成五年七月二十三日から平成九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市東品治及び扇町

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称及び氏名

学校法人イナバ自動車学校
いなば商事株式会社
安住庸雄

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画学校事業 一号学校法人イナバ自動車学校

三 事業施行期間

平成五年七月二十三日から平成七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

鳥取市里仁字築尾軍田、字上宮田、字六反長狭間、字竹ヶ鼻、字菱

田及び字堂ノ元並びに徳尾字長田地内

2 使用の部分

鳥取市徳尾字長田地内

鳥取県告示第六百三十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成五年七月三十一日から施行する。

平成五年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

八橋支店	東伯郡東伯町 大字八橋	株式会社山陰合同銀行 東伯支店
赤碓支店	東伯郡赤碓町 大字赤碓	株式会社山陰合同銀行 赤碓支店

赤碓支店

東伯郡赤碓町
大字赤碓

株式会社山陰合同銀行
赤碓支店

に改める。

公安委員会規則

鳥取県警察教養規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年七月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県警察教養規則の一部を改正する規則

鳥取県警察教養規則（昭和三十年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十九年八月二日国家公安委員会規則第十二号」第九條の規定にもとづく」を「昭和二十九年国家公安委員会規則第十二号」第八

条の規定に基づく」に、「警察教養規則および」を「同規則及び」に、「昭和二十九年八月二日警察庁訓令第七号）によるのほか」を「昭和二十九年警察庁訓令第七号）によるほか」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年七月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「一般教養」を「職場教養」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年七月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

鳥取県公安委員会規則第六号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成四年二月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三十一条第一項」を「第四十二条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第三条中「第三十一条第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十七条第一項及び第十九条」を「第十二条第二項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六条第一項及び第三十条」に改める。

附 則

この規則は、平成五年八月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十六号

平成四年三月鳥取県公安委員会告示第二十七号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所について）の一部を次のように改正し、平成五年八月一日から施行する。

平成五年七月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

「銀二十三第銀二頁」や「銀三十四第銀二頁」及び「銀三十四第銀五頁」
や「銀三十五第銀五頁」に係る。

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）
第2条の規定により、平成5年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実
施する。

平成5年7月23日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 試験の日時
平成5年10月13日（水） 9時から
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第15会議室、第16会議室及び大会議室
- 3 試験の方法
(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について次の項目により行う。

必須項目	選択項目
林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

4 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

なお、(4)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成6年10月12日までに卒業する見込みの者
- (2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成5年10月13日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定（以下「検定」という。）に合格した者で、卒業又は検定合格後平成5年10月13日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) (1)から(3)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

5 受験願書の受付期間
平成5年8月2日（月）から同年8月25日（水）まで（郵送による場合は、平成5年8月25日（水）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

6 受験願書の提出先
〒6680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林務課（持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書すること。）

7 受験願書の添付書類

ア 履歴書

イ 4の(1)に該当する者については、大学の卒業証明書又は卒業見込

証明書

ウ 4の(2)に該当する者については、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

エ 4の(3)に該当する者については、高等学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

オ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

8 受験手数料及び納付方法
受験手数料は、3,010円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手料は、還付しない。

9 合格者の発表等
試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定申請書の用紙は、鳥取県農林水産部林務課において交付する。

その交付を郵便により請求する場合は、72円切手をはった、おて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林務課（電話0857-26-7298）又は各地方農林振興局林業課に照会すること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】